

法令及び判例 (05/11)

A.- 法令

I. 夫婦の財産制度 — 70 歳以上の結婚

2010 年 12 月初の法令 (Lei n. 12.344, de 9-12-2010) は民法 1641 条の 2 項を改正し、70 歳以上の結婚へは、夫婦別産制の採用を義務つけた。

1916 年の民法に、男性が 60 歳、女性が 55 歳以上の結婚へは夫婦別産制の採用を義務付けていたが、2002 年に交付された民法には年齢を男女とも 60 以上の場合と規定していたが、今回 70 歳以上へ改正された。

生活条件の改善と医療の進歩から、今日、70 歳以上の多くの人も、民事上の行意やその他の案件の判断も十分に出来る状況から、更に憲法に保証されている、人格の尊重、平等と選択の自由等から条文そのものが違憲である意見もあり、必要な法律なのか疑問が提示されている。

しかし、今後、いずれにしても 70 歳以上で婚姻届けをする者は申請書へ夫婦別産制を明記しないと公証役場 (Cartório) で拒否されることとなる。

II. 為替取引税(IOF)の課税変更

近年、外貨流入の増加による、ブラジル通貨であるレアル高から、輸入の増大と輸出の減少へ大きな影響を与えている。

ブラジルの高金利を利用し利益を得る目的の短期外貨借入金の増加を防ぐ目的から、3 月 28 日付の行政令(Decreto n.º 7.456)を發布し借入期間が 360 日以下の為替決済取引きに対する課税 (IOF) 6%を制定した。

しかし、政府は予定した成果が得られなかつたため、約一週間後、4 月 6 日付の行政令(Decreto n.º 7.457)により、上記 IOF

6%の課税を借入期間を約1年間延し720日以下の短期借入金の為替決済取引も対象とする改正をした。当然、借入金が720日以上であれば課税対象外となる。

III. 最低給料(SALÁRIO MINIMO MÁXIMO) – R\$ 545,00

22月25日の法令 (Lei n.º 12.382, de 25-02-2011) は2011年3月1日以後の最低給料をR\$ 545,00へ改正した。

同法令は、今年3月以降の最低給料額をR\$ 545,00規定した他に2012年から2015年までの最低給料の算出方式も規定した。

最低給料の算出方式は基本的にインフレーション修正 (INPC- INDICE NACIONAL DE PREÇO AO CONSUMIDOR=国内消費者物価指数をベースとする) へプラス2年前のPIB(PRODUTO INTERNO BRUTO=国内総生産)のアップ率を追加した率で修正する。従って、PIBの増加率の修正が、最低給料の実質アップとなる。

2012年の最低給料額の修正は2011年度のインフレ率プラス2010年度のPIBの増加率で修正され、同様に2013年は2012年のインフレ率プラス2011年のPIBの増加率で最低給料を修正し、同算出方式が2015年まで適用される。

同法令は2015年末日までに、行政府が2016年から2019年の最低給料額の調整に関する法律の原案を国会へ提出することも規定している。

しかし、与党は国会議席の過半数を支配しており、ブラジル経済の推移によっては、ブラジルの得意なCASUISMO(個別主義)により、最低給料の算出方式が2015年まで維持されるのか疑問がある。

São Paulo, 4 de maio de 2011.

Flavio Tsuyoshi Oshikiri - Advogado